

第4回 森町上下水道事業の料金等審議会議事録

期　日 令和4年3月29日(火) 14時～15時30分

場　所 森町役場町民生活センター 2階 集会室

出席者 委員：佐藤和美、加藤久幸、川岸和花子、鈴木康之、鈴木寿一、山本玲子、岡田スミエ、大原直幸（委員名簿順による 出席者8名）

町　：課長、課長補佐、水道課(2名)

コンサル　：大場上下水道設計(2名)

1 開　会

2 会長挨拶

皆様こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりくださいましてありがとうございます。

先日3月22日は、国連で定めます「世界水の日」でございました。きれいで安全な水を使えることの重要性を世界中で考えましょうという日でございます。

日本にいますと、安全で安心な水というのは当たり前のような事柄でございますけれども、その影には水道課の方々のたゆまないご努力があることを忘れてはならないと思います。そして、この持続可能な水道事業というもののために、財政的な検討というものを常に行っていかなければならぬということでございます。

本日の審議会は第4回目となります。これまでの審議会では、財政的に料金改定の必要性があるかどうかというところを見てまいりました。本日はその料金改定を前提にいたしまして、改定率をどこに持っていくかという検討になってきます。

本日も忌憚ないご意見をたくさん賜りまして、よりよい森町水道事業の達成のために、どうぞよろしくお願ひします。

3 上下水道課長挨拶

本日は年度末月末のお忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。会長からもお話ありましたが、いよいよ改定率ということで、肝の部分にこれから入っていくということでございます。

たゆまぬ努力ということで過分なお言葉を頂きましたが、先日の福島県、宮城県の地震においては、福島県の方でかなり水道管が被災し、断水がかな

り長い期間続いたということを聞いております。今後も管の更新を行っていきたいと改めて感じたところでございます。

本日は、どんなことでも結構ですので、ざっくばらんにご意見いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

4 審議

(1) 議題 1

事務局より「財政収支見通しと料金改定率について（資料1）」の

「1. 第3回審議会の質問に対する回答」、「2. 財政収支見通しについて」

「3. 料金改定率について」を説明

(2) 質疑

委員

3ページの出資金・繰出金、町の一般会計からの繰出金かなと想像するのですけれども、これは起債するのではなく、その年度の金額として繰り出されるということですか。

事務局

出資金、繰出金とはということでございますが、例えば配水池の増設事業のような町の公益に供する事業等に、総務省で出資にかかる繰出のルール、基準を定めているもので、それにのっとり水道事業として町の一般会計から出資金を頂戴するといったかたちです。

（平成30年度の北部配水池設計委託事業を例に出資債について説明）

委員

これから水道料金のことを審議していくのですが、同時に下水道料金も水道料金に比例して上がっていいくのですか。

事務局

今回の審議はあくまで上水道の料金改定について審議していますので、下水道については料金改定の検討の対象とはなっておりません。

委員

下水道の料金はそのままということでいいですか。

事務局

はい。

委員

先ほど第4回の審議会の説明をしていただきましたが、落としどころというか、今までとは違って、起債をどうするか、何パーセントの改定率を採択するかというようなニュアンスなのですが、その前にお聞きしたい。

水道に関して最近では関心を持ってみています。3月26日の日経新聞に、東海4県の各自治体の水道事業者が民間事業者との協力で経費を抑えるような工夫をしている、という記事がありました。その中で、湖西市が豊橋市と収納業務を共同化して、年間3,500万円の費用の削減を実現したということです。また、配水場を現在の12か所から7か所に減らして、維持費用を削減したということです。

値上げ幅をここで決めるのは致し方ないのですが、それまでに万策尽くしたという、湖西市や豊橋市だと町の規模が違って参考にはならないかもしれません、何か少しでも費用の削減になることがないのか。値上げを決めてしまってから後悔しないように、事前に確認したいと思います。

専門家の方がご提案しているわけですから、そういうことも全て網羅したなかでのご提案だとは重々理解はしていますが、基本的なインフラでもありますし、皆さんもご承知の通り、これから何から何まで値上げの嵐で、ここ何十年でこんなことはないと思うくらいの値上げで、その中で水道まで値上げとなると。たまたま審議会の委員になった責任もあるので、その点は少しでも慎重に進めていただければと思います。

事務局

湖西市・豊橋市の収納事業等の連携ということで、料金の徴収や滞納整理の業務も含まれていると推測します。こうした業務につきましては、森町ではすべて直営でやっておりまして、これらの委託料は元々掛かっていないということになります。

施設の関係では、平成28年度の基本計画の更新をしておりまして、今後の水需要を鑑みたなかで南部送水ポンプ場、水源の井戸二つを令和元年度末に廃止しまして、そこに掛かる維持管理費、メンテナンス料、光熱費などを削減して経営努力をしています。

配水池の縮小は森町の地形では難しいので、西部、南部、北部配水池は最低限必要な施設ということで考えております。

会長

答申の内容ですが、今までのコスト削減については必ず書き入れた方がよいと思います。まずはそういった取組をしている姿勢を答申に示していきたいと思います。

委員

料金の改定するのは致し方ないのかなという感じがするのですが、コロナ禍でいろいろなものが値上がりしている大変な生活の中、水道料金の値上げは本当に考えられない思いで皆さんいらっしゃると思うので、値上げ幅をなるべく少なくできるような方法をしっかり考えていただきたい。

会長

私見なのですが、今私たちが検討していることは、持続可能な森町の水道事業をどうしたら構築できるかということで、答申はそれについてどうしたらよいのかです。

社会情勢、被保護者への救済対策は別の次元で考えるべきものと思います。ですから、なるべくそこは一緒にしないほうがいいだろうと思います。ただ、料金改定率を 20 パーセントにするのか 25 パーセントにするのか、その激変に対しての配慮はこの答申のなかでも考えていくべきだろうと思います。

委員

起債というのは負債の先送りのようなことになるのですか。

会長

そうです。起債をすると借金ですから、それが大きくなるというのは後の世代に負担が先延ばししているところもあります。

年間約 3 億円の料金収入に対して何倍くらいまでするのかという、きちんとした、これがいいといった基準がないのです。

委員

近隣の市町で 15~25 パーセントの水道料金を値上げしたという例は直近にあるのですか。

事務局

袋井市が今年 4 月から水道料金改定をします。

口径 13mm、1 か月 20m³ 使用の場合、現在森町の 2,178 円、袋井市 2,626

円が、4月から2,970円になっております。

委員

単純に何パーセントなのですか。

事務局

約13パーセントです。率としては低いですが、袋井市は過去にも料金改定をされています。

委員

起債はどうなのですか。

事務局

他自治体の起債額については、おそらく公開されている情報ではないと思いますが、確認はしておりません。

委員

森町が昭和50年から一切値上げしていないのであれば、比較する場合、袋井市が昭和50年からどのくらい値上がりしているのか調べるのが必要だと思う。今すぐ数字はでないと思いますが。

会長

比較なのですが、第1回の資料のなかに「他市との比較」が6ページにあります。ここで森町は順位が25番目で、40m³で4,356円、これを20パーセント増したと5,227円、だいたい11~12番目になります。近隣の掛川市などよりも低い数字です。25パーセント増したと5,445円です。

委員

今までの森町の水道料の水準がどうであれ、料金改定率20パーセントが限度ではないか。25パーセントなんて町民はあまりいい感情はもたないと思う。できれば10~15パーセントが穩便なところだと思う。

難しい根拠は抜きで、感覚的に20パーセントが限度だと感じます。

会長

そういうバランス、感覚を合わせながらやっていくと、このパターンのなかのどれを選べばいいのか、という判断になってくると思います。

委員

資料 5 ページの起債比率 40 パーセント～70 パーセントをみると、今まで逆に値上げをしてこなかった期間が長すぎる気がします。放置してきたような、悪く言うと敢えて見てこなかったというか、なんとかしなければいけないのだろうけど今まで引っ張ってきたということ。

そのため、今この機会に値上げするのは仕方ないと思います。

起債するということは、世代間で負担を分け合っていくということですが、起債比率 40～70 パーセントとなったときの令和 37 年には減少するという説明が分かりにくいので、もう少し分かりやすく説明してください。

事務局

何に対しての起債比率ということになりますが、例えば 1 億円の工事の場合、そのうちの何パーセントを起債(借金)で賄うかということになります。40 パーセントでしたら 4,000 万円を借金、6,000 万円を自前で、70 パーセントでしたら 7,000 万円を借金、3,000 万円を自前でということになります。

起債の比率を上げるほど、のちに 40 年近くかけて返す借金が増えていく、ということが概念的な説明です。

それで起債比率を 70 パーセントにすると、令和 37 年には最大 21.8 億円と、それだけ借りている金額が増えてしまうといった説明が、こちらの表となっています。

委員

起債はいつから返していくのか。

事務局

工事の事業に関しましては、5 年間は元本を返さず利子のみを返すという据置期間がありまして、それ以降 33 年かけて等分割して、利子を払いながら返していくということになります。

副会長

収支条件の起債比率 40 パーセント、55 パーセント、70 パーセント、その中で、内部留保資金残高が現行料金のままではマイナスになるということで、財政収支計画案をいくつか示されているが、どの案が望ましいのか、落としどころはどのあたりになるのか。

事務局

何れの計画案についても、得られる結果としては、収益的収支の黒字、令和 13 年度の内部留保資金が 3 億円程度で同じとなります、それに至る経過が各案で異なってきます。

改定回数が同じであれば、1 回目の改定率を高くすることで 2 回目以降の改定率を抑えられ、逆に 1 回目の改定率を低く抑えれば、2 回目以降の改定率が高くなります。

先ほどの委員のお話で、改定率が急に 30 パーセント、25 パーセントと高くなると、感情的にもなかなか受け入れがたいのではないかとのことでした。

当面の改定率を抑えるのであれば、起債 70 パーセント、令和 5 年度の改定率 20 パーセント、令和 10 年度の改定率 15 パーセントの、財政計画⑧案が皆様のお考えに近いのではないかと思います。

委員

令和 13 年度以降の改定は、その時に考えるということでいいですか。

事務局

そうです。ここから 8 年も先の話となるため、いろいろな状況の変化により、現時点では精度の高い話はできないと思います。当面のことを決めていくために、起債比率をどのようにするかというところに焦点が当たってくるのではないかと思っています。

委員

起債は令和 9 年度から改定という計画がされていますが、なぜ令和 9 年度にしたのか、起債比率を上げるのを先送りできないのか。

事務局

令和 9 年度で起債の額が下がっていることですが、北部、南部配水池の事業が令和 8 年度で終了し、大きな事業が終了する見込みであるためです。

起債比率の改定を先送りできるかということですが、令和 9 年度以降の起債は、ほとんどが管路更新事業のためです。耐用年数を超えしまっている管が非常に多いため、これを先延ばしにするのは現状難しいです。

委員

今のお話だと、管路の改修事業は先延ばしできないと言うのは分かるのですが、なぜ起債比率をあげるのか。もう少し分かりやすく教えてください。

事務局

起債比率を上げるということは、例えば1億円の工事に対してどれだけ借金で賄うかということで、借金で賄いたくないとなると、現金が必要になります。そうすると、6ページの財政計画②③④⑤の高い改定率の料金改定をしていく必要があります。

会長

大変難しいところではありますが、料金改定率はこの会議で決めたいでしょか。

事務局

はい、改定頻度や上げ幅のパターンに関しては、皆様のご意見をもとに、前回から2回にかけてある程度出尽くしているところだと思います。

今回の審議会のなかで、財政計画②～⑨の中でどこをベースにして今後の改定率を決めていくかというお話をお願ひしたいと思っています。

会長

では、料金改定率を今回決めて、次回は新料金体系の話に入りたいと思います。

委員

確認したいのですが、財政計画⑧だと令和5年度に20パーセントということは、10,000円が12,000円になるということでいいですか。そして、令和10年度に12,000円が15パーセントになるということでいいですか。

事務局

そのとおりです。

会長

トータルの給水単価のところを見ていくと、起債が大きく値上げ幅が小さいところは給水単価が低く、令和13年度も低くなっています。起債を大きくすることによって、料金収入による収入よりも、低く抑えることができている。

要するに、さまざまな費用を借金で賄うか、料金収入で賄っていくか、そのバランスの決断をしなければならないということになります。

令和9年度からの話ですが、起債比率70パーセントにすると給水単価が

令和 13 年度もわりと低く抑えられており、内部留保資金も 3 億円を達成していますが、企業債の未償還残高が大きくなっているという結果です。

起債比率 55 パーセント、40 パーセントのなかで供給単価、企業債未償還残高のバランスをとりながら料金改定率の上げ幅を決めていく。

計画では、最初に料金改定率 20 パーセント、25 パーセントというところが多いのですが、先ほど料金改定率 20 パーセントですと 5,200 円くらい、25 パーセントですと 5,400 円くらいまで上がるということになります。

委員

料金改定率 25 パーセントはきついです。

委員

工事費について、配水池が終わって、その後管路の更新を順々に行っていくと思いますが、それを起債でやっていくのでは、管路の入れ替えは永久的な話であり、そこを起債比率 70 パーセントにしては、いつか駄目になってしまふときがくると思うので、起債比率は 40、55、70 パーセントとなっているが、借金しないと持ちこたえられないと思うので、それなら起債比率は 55 パーセントにしておくのがよいと思うのですがどうでしょうか。

会長

ほかの方はいかがでしょうか。起債比率をどの程度にしたらよいのか。起債比率 70 パーセントに賛成の方いらっしゃいますか。

委員

先のことを考えると、起債比率 70 パーセントはすごい額だと思います。

会長

では、この財政計画⑧⑨は消去ということで、起債比率 40 パーセントと 55 パーセントで最初の料金改定率が変わってくるという、いろいろなパターンがあります。

委員

55 パーセントの起債比率で財政計画⑧⑨の料金改定率の表はないのですか。

事務局

どうしても起債比率を高くすることでしか改定率の上げ幅を下げられないのが現状ですので、起債比率 55 パーセントで財政計画⑧⑨の料金改定率では収支条件を満たすことはできません。

会長

料金収入でいくか、起債でいくかのバランスになります。

委員

両方をとって真ん中で 55 パーセントだと財政計画⑦になりますか。

委員

起債というものがよくわからないが、要は借金ということで考えると、無難かどうかは分からぬが、先ほどの委員のおっしゃった起債比率 55 パーセントの財政計画⑦が選択肢となるのではないか。

副会長

上げ幅 25 パーセントは、住民にはだいぶ大きいように聞こえるので、上げ幅 20 パーセントに抑えた方がいいのではないか。電気料金なども上がっているので。

会長

そうなると、料金改定率 20 パーセントですと財政計画⑤及び⑦のどちらかですか。

財政計画⑤では改定率 20 パーセント→15 パーセント→15 パーセント、起債 40 パーセントとなります。

財政計画⑦では改定率 20 パーセント→10 パーセント→10 パーセント、起債 40 パーセント→55 パーセントとなります。

事務局

トータルで料金改定率 40 パーセント（財政計画⑦）の値上げになるか、50 パーセント（財政計画⑤）の値上げになるかです。

財政計画⑤、⑦も令和 8 年度、令和 11 年度にまた改定ということになっていきますが、その時も審議会形式で意見を聞いて料金改定率を決めていくこととなります。

また、今、ここでは料金改定率 15 パーセント、15 パーセント（財政計画

⑤) となっていますが、実際この数字がどう動いてくるかはその時にならないと分からないので、目安の改定率という解釈です。

委員

令和5年度の部分だけを確実にということで、どちらも料金改定率20パーセントで、それなら何とかなるが、その後は分からないと。料金収入も3億円と見越してやっているが、この先その金額が続いていくのかも分からぬ。

会長

財政計画⑤か⑦の選択で次の料金体系がどちらかで作られてきます。とりあえず直近3年間だけ、ということになります。

委員

また3年後に、審議会を開くということか。料金改定となると審議会を作らないといけないってことですか。

事務局

国の方針で、水道料金は3～5年で見直しなさいということになっていますので、料金を改定する、しないに関わらず、審議会はまた開きたいと思っています。

水道料金を踏まえた上での経営戦略の見直し等も、今後の水道事業に関する地方財政措置の要件として提示されています。

財政計画は概ね10年くらいの見通しをたてるといわれています。

会長

それでは考えていきたいと思いますが、料金改定率20パーセント、起債比率はこれまでどおりの40パーセントを踏襲して計画案としていくのはいかがでしょうか。

委員

令和13年度の起債残高をみると1億円くらい違うので、今単純に3年後を見るだけでいいのか。

委員

既存の老朽管で莫大な問題が起こる可能性はある。

事務局

ないとは言いきれないです。東北の地震のようなことがあればやらざるを得ません。

下水道を整備した地区は一緒に水道管を耐震管に布設替えしていますので、それ以外のところです。

会長

起債比率を 55 パーセントの計画とするのか、従来どおりの 40 パーセントにするのか、ここでの判断です。

財政計画⑤、⑦の 20 パーセントの料金改定率を我々の答申のなかでは採択しようと、この答申の後、町長がどんな決断をするかはまた別の話です。

答申として 20 パーセントの料金改定率であると、そして事業運営していくなかで必要な経費は必ず掛かってくるので、それを起債比率を上げながら賄っていくというところで、起債比率を 55 パーセントと 40 パーセントのどちらにするか、ここについてはどう採択しましょうか。

委員

多分、令和 9 年度には起債比率を上げざるを得なくなるんではないですか。

委員

それも多分の話なのでいくら考えてもわからないのです。

会長

人口も減っていきます。

委員

地震などいろいろなリスクも抱えています。

もしよければ 7 人おりますので多数決で決めますか。

次回までよく考えても分からぬと思うが、分からぬなかでも責任がありますので、一番ベターな選択はしたいと思っています。

委員

なかなか起債比率というのは決めかねるが、ここで起債比率を提示している段階で上げざるを得ないと考えがあるとすれば、何も上げないというのもどうかと思います。中間をとって 55 パーセントでどうですか。

上げる率を今ここで確定しなくてもいいが、若干上げたほうが先々のことを考えるといいような気がします。借金は増やしたくないから率はあまり上げたくないが、上げざるを得ないのではないか。

委員

水道の料金収入が急激に上昇するとは考えられない。今のこの状況で水道を使ってくれる大企業が来てくれるってことがあるならばそういうこともあるのだろうけど、その予定はないですか。

事務局

今のところないです。

委員

20 パーセントはほぼ決定してもいいような感じですから、あとは起債の問題で、決定しないにしてもいろんな立場の人がいますから、財政計画⑤と⑦でどちらを推奨するか、だけでも聞いていただけますか。

全員がどちらかになればそれで方向性がでるし、半々でしたら協議もしなくてはいけない。

会長

静岡県の料金収入に対する企業体の未償還残高というものの、静岡県の平均は徐々に減って、平成 30 年で 3 倍弱くらいです。森町の平均値をみるとこれまで 4 倍くらいです。今回、起債比率 55 パーセントにした場合、令和 13 年度に 17 億、5.6 倍くらいにあがるということは覚悟しておかなければならぬ。

ただ、何回か前の審議会で起債のことを持ち出したのは、料金改定率が 30 パーセントと最初高く、それは無理だろうということで、起債比率をあげればそこを緩和することができるのではないかという話で、いろんなパターンを作っていただいた。

そもそも 5 ~ 6 倍になることがいいのか悪いのかその判断は難しいのですが、一時的に 5 ~ 6 倍になったとしても、そこから下落するカーブを描いていけば、一時的にここを耐えしのぐという判断ができるわけですが、今はそういうパターンではなく、このまま増え続けるというかたちになります。

これを選択するかどうかということになります。

今まで通りの起債比率 40 パーセントを選んだ場合は、料金改定率 20 パーセント→15 パーセント→15 パーセントで厳しいものがあるが、起債比率 55

パーセントを選べば、料金改定率 20 パーセント→10 パーセント→10 パーセントです。

では多数決でいきたいと思います。

財政計画⑤起債比率 40 パーセント、改定率 20 パーセント→15 パーセント→15 パーセントを採択する方、挙手をお願いします

(1人挙手)

財政計画⑦起債比率 55 パーセント、改定率 20 パーセント→10 パーセント→10 パーセントを採択するかた挙手をお願いします

(6人挙手)

6 対 1 ということで、この審議会では財政計画⑦を採択することといたしました。

今回、森町の初めての料金改定ということで、生活レベルというところを我々は非常に配慮したということでございます。大変難しい課題に対してご議論ありがとうございました。

それでは次の議題をお願いします。

(3) 議題2 その他 事務局より

事務局

次回の審議会は令和4年5月中下旬頃を予定しております。

先日郵送いたしました日程調整表に予定を記入して、本日頂戴できればありがとうございますのですが、日を改めてご提出いただいても大丈夫です。

たくさんの方がご参加いただけるように、開催日時の調整をさせていただきます。

5 閉会

会長

以上で議題がすべて終了いたしました。

本日もたくさんのご意見を賜りましてまことにありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願ひいたします。

今日はお疲れ様でございました。